

## 介護保険居宅介護(介護予防)特定福祉用具購入費の支給について

### 1 対象者

要支援1・2または要介護1から5と認定された方のうち、居宅で介護を受ける方(購入する福祉用具が、特定福祉用具に該当しない場合は支給の対象になりません。また、指定特定福祉用具販売事業所から購入したものでない場合は、支給の対象になりません。)

### 2 支給の対象となる特定福祉用具の種類(厚生省告示第94号、介護保険法第44条第1項による)

#### (1)腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限られます。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限られます。)

#### (2)特殊尿器

尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

#### (3)入浴補助用具

「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりです。

- ①入浴用いす  
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限られます。
- ②浴槽用手すり  
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限られます。
- ③浴槽内いす  
浴槽内に置いて利用することができるものに限られます。
- ④入浴台  
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限られます。
- ⑤浴室内すのこ  
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限られます。
- ⑥浴槽内すのこ  
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限られます。
- ⑦入浴用介助ベルト  
身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限られます。

#### (4)簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られます。

#### (5)移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

#### (6)排泄予測支援機器

膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿の機会を居宅要介護者等の介護を行う人等に通知するもの。

### 3 複合的機能を有する福祉用具の取り扱い

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います

- ①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断します。
- ②区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断します。
- ③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱います。

### 4 支給限度基準額

要支援・要介護状態区分にかかわらず、1年間(毎年4月1日から3月31日まで)に10万円までです。(原則、同一種目の福祉用具の購入は認められませんので、ご注意ください。)

### 5 特定(介護予防)福祉用具購入費の支給申請方法

次の書類を地域福祉課介護保険係に提出してください。

- ①特定(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
- ②領収書(被保険者あてのもの)
- ③購入した品目が掲載されているカタログ、パンフレット等(製造事業者が記載されているもの)

※福祉用具購入時に利用者が購入費用の全額を支払い、後日、市役所地域福祉課の窓口で支給申請することによって、支給限度額内でかかった費用の9割(一定以上の所得の方は8割または7割)を支給します。(たとえば、1割負担の方が10万円の支給対象となる福祉用具を購入した場合で、9万円支給されます。)なお、支給は原則的に被保険者本人の口座に振り込みになります。

※受領委任払い制度を利用する場合は、事前申請して承認を受ける必要があります。

承認後、福祉用具を購入し、利用者が購入費用の1割(一定以上の所得の方は2割または3割)を支払い、支給申請することによって、支給限度額内でかかった費用の9割(一定以上の所得の方は8割または7割)を販売業者に支給します。

**※介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給を希望する場合は、購入前に必ず担当ケアマネージャーにご相談ください。**